

健全化判断比率および資金不足比率について(平成23年度)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、平成23年度決算による比率などを公表します。大洲市の指標は下表のとおり、いずれも国が定める基準値を下回り前年度より改善しています。特に、実質公債費比率については、18%未満(地方債発行時に県知事の許可を必要としない基準)にする目標を掲げ、行財政改革に努めてきた結果、目標年度を1年前倒しで達成することができました。

しかしながら、当市の財政状況は県内他市と比較してまだまだ厳しい状況ですので、引き続き財政の健全化に努めます。

○健全化判断比率

(単位：%)

指 標	23年度の数値①	早期健全化基準	財政再生基準	前年度の 数値②	比 較 ①-②
実質赤字比率	—	12.70	20.0	—	—
連結実質赤字比率	—	17.70	30.0	—	—
実質公債費比率	16.9	25.0	35.0	18.5	▲ 1.6
将来負担比率	99.7	350.0		117.6	▲ 17.9

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示します。

○資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	数 値	経営健全化 基準	会 計 名	数 値	経営健全化 基準
大洲市簡易水道 事業特別会計	—	各会計 20%	大洲市温泉 事業特別会計	—	各会計 20%
大洲市港湾施設 事業特別会計	—		大洲市水道 事業会計	—	
大洲市土地区画整理 事業特別会計	—		大洲市工業用水道 事業会計	—	
大洲市農業集落排水 事業特別会計	—		大洲市病院 事業会計	—	
大洲市公共下水道 事業特別会計	—				

※資金不足額がない場合は、「—」と表示します。

【用語の解説】

(実質赤字比率)

一般会計等の赤字が、どの程度あるかを示す指標

(連結実質赤字比率)

全会計の連結ベースでの赤字が、どの程度あるかを示す指標

(実質公債費比率)

一般会計等だけでなく、繰出金のうち公営企業債の償還に充てた額を含めた一般会計等の実質的な借入金の返済額が、どの程度あるかを示す指標

(将来負担比率)

一般会計等が将来負担する見込額(地方債残高、公営企業債のうち一般会計等負担額、職員退職手当予定額など)がどの程度あるかを示す指標

(資金不足比率)

各公営企業の資金不足額が、それぞれの事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを示す指標

教育委員会の事務の

点検・評価を行いました

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、毎年、事務の管理と執行の状況について点検・評価を行うことになっていきます。

大洲市教育委員会では、平成23年度の活動内容について点検・評価を行い、「教育委員会の点検・評価報告書」を作成しました。その概要について、お知らせします。

なお、この報告書は議会に提出し、公表するものです。

【点検・評価の対象】

市教育委員会では、より良い教育行政を推進するため、さまざまな活動を行っています。この報告書では、本市における教育の総合的な指針である「教育基本方針」に基づき作成している「平成23年度教育主要施策」に位置づけて実施した主要施策7項目、71の施策・事業について自己点検・評価を行いました。また、学識経験者である外部評価委員の意見も交え、施策や事業の実施から、どのような成果を発揮しているか、さらなる取り組みや今後の活動に向けての考えなどを記載しています。

《平成23年度教育主要施策》

▽学校統廃合の推進

▽学校施設設備の整備充実

【報告書の閲覧】

平成23年度については、施策・事業を計画通り実施・完了し、一定の成果を残していることで、おおむね順調であると評価しました。

【報告書の閲覧】

報告書の詳細については、大洲市公式ホームページ、市教育総務課および各公民館で閲覧できます。

【問い合わせ先】

大洲市教育委員会教育総務課

☎24-1729

自転車の交通違反連絡制度について

子どもたちの自転車による交通事故を防ぐために、大洲警察署と大洲市教育委員会の間で「自転車違反情報学校連絡制度」の協定を結びました。

子どもたちの事故を未然に防ぎ、命を守るための取り組みです。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

【内容】

信号無視などの交通違反をした場合、警察官から警告書（アラームカード）を渡されます。年度内での累積数により、下記のような対策を講じます。

- ▽2枚目 保護者へ連絡
- ▽3枚目 学校へ連絡

【問い合わせ先】

学校教育課 ☎24-1733

大洲市土地開発公社分譲地価格改定（値下げ）のお知らせ

大洲市土地開発公社では、菅田町菅田の「富士ニュータウン」、長浜の「長浜新地団地」について、11月1日より、下記のとおり価格の値下げを行います。

区画ごとの販売価格は、大洲市公式ホームページをご覧ください。公社事務局までお問い合わせください。

- ▽「富士ニュータウン」残り9区画（H24.10.1現在）
42,300円/㎡～45,700円/㎡
↓
27,600円/㎡～32,100円/㎡
- ▽「長浜新地団地」残り5区画（H24.10.1現在）
66,500円/㎡～72,500円/㎡
↓
38,400円/㎡～44,000円/㎡

【問い合わせ先】

大洲市土地開発公社事務局（産業振興課内）

☎24-1722

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発行について

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告で、全額が社会保険料控除の対象となります。

【対象】

その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。(家族宛での控除証明書が必要)

【申告に必要な書類】

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または「領収書」

※国民年金保険料の納付者には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

【送付時期】

▽1月1日から9月30日までに納付した場合、11月上旬に送付

▽10月1日から12月31日までに、今年初めて納付した場合は、来年2月上旬に送付

※控除証明書や領収書は、申告を行うまで大切に保管してください。

【問い合わせ先】

市民課市民係 ☎24-1710

控除証明書専用ダイヤル

☎0570(070)117

※11月1日(木)

平成25年3月15日(金)

年末調整説明会のお知らせ

大洲税務署では、下記の日程で年末調整説明会を実施します。

【日時】

▽11月21日(水) 午後2時～4時

・内子町五十崎自治センター

(共生館)

▽11月22日(木)

午前10時～正午、午後2時～4時

・大洲市総合福祉センター

4階多目的ホール

会場には駐車場の設備が十分にありますので、車での来場はなるべくご遠慮ください。

また、説明会には郵送された年末調整・法定調書関係資料の封筒をご持参ください。

【問い合わせ先】

大洲税務署 ☎24-3115

4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)ワクチンのお知らせ

11月から、4種混合予防接種(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)が導入されます。

【対象者】

生後3か月から生後90か月(7歳半)になるまでの乳幼児

※3種混合ワクチン(ジフテリア・百日咳・破傷風)未接種かつ不活化ポリオワクチン未接種

【接種回数】

1期初回3回、1期追加1回の計4回

【接種方法】

医療機関での個別接種

※平成24年8月1日以降に生まれたお子さんには、個人通知でお知らせします。

(案内の文書と接種券、予診票を同封します。)

【問い合わせ先】

大洲市保健センター ☎23-0310

「人権に関する意識調査」のお知らせ

大洲市では、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、以下の要領で人権に関する意識調査を実施します。

この調査は、大洲市が取り組む人権を尊重する社会づくりに向けた基礎資料を得ることを目的に行います。みなさんのご協力をお願いします。

【調査対象】

大洲市内に在住の20歳以上の市民1200人

※住民基本台帳登録データから、無作為に選出します。

【調査期間】

11月11日(日)～12月10日(月)

【調査方法】

郵送による無記名調査

【問い合わせ先】

人権啓発課 ☎24-1746

大洲市障がい者虐待防止

センターの設置

障がい者に対する虐待を発見した場合、自治体への通報を義務づける「障害者虐待防止法」が、10月から施行されました。これを受け、虐待の通報や届け出の窓口として「大洲市障がい者虐待防止センター」を社会福祉課内に設置しました。

あなたの通報が虐待の早期発見、早期対応につながります。通報や届出者の個人情報、固く守られます。

- 【虐待の種類】
- ▽養護者による虐待（家庭）
 - ▽障がい者福祉施設従事者などによる虐待（施設）
 - ▽使用者による虐待（職場）

【問い合わせ先】

大洲市障がい者虐待防止センター
（社会福祉課内）
☎242111
FAX 240961

女性に対する暴力を
なくす運動

女性に対する暴力の一つに「配偶者からの暴力」があります。これは、犯罪行為をも含む重大な人権侵害です。一人で悩まず、早めに相談してください。
（相談無料・秘密厳守）

【期間】

11月12日（月）～25日（日）

【相談機関】

県婦人相談所（月～金）
☎089（927）3490

県男女共同参画センター（火～日）

☎089（926）1644
県警察本部
☎0120（31）9110
社会福祉課子育て支援室
☎245718

秋の全国火災予防運動

（11月9日～15日）

平成24年度 防火標語
『消すまでは 出ない
行かない 離れない』

大洲消防署では、秋の全国火災予防運動期間中に、次のような行事を行います。

- ▽市内の各事業所の立入検査
- ▽消防車両（防災行政無線など）による防火広報

▽住宅防火診断
※各家庭を訪問し、防火・防災に関するアドバイスを行います。

【住宅防火いのちを守る
7つのポイント】

- ▽寝たばこはしない。
- ▽ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ▽ガスコンロなどの使用時は、その場を離れない。
- ▽火災の早期発見や就寝中の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。
- ▽寝具、衣類およびカーテンを防火品に変える。
- ▽お年寄りや身体の不自由な人を守るために、日頃から隣近所の協力体制をつくる。
- ▽消火器を置き、日頃から使い方を確認しておく。

無料法律相談

時 11月15日（木）
午後2時～4時30分
場 大洲商工会館 ※要電話予約
問 大洲商工会議所 ☎24-4111

市民法律相談

時 11月24日（土）
午前10時～午後4時
場 大洲市民会館 ※要電話予約
問 市役所総務課行政係
☎24-1724

年金出張相談

大洲地域
時 11月6日（火）・16日（金）・28日（水）
午前10時～午後3時30分
場 大洲市総合福祉センター

長浜地域

時 11月13日（火）
午前10時～午後3時30分
場 長浜町商工会
問 松山西年金事務所
☎089-925-5105

人権相談

大洲地域
時 11月20日（火） 午前10時～正午
場 人権啓発課（旧図書館2階）
時 11月15日（木） 午前10時～正午
場 菅田公民館

長浜地域

時 11月16日（金） 午後1時～3時
場 長浜体育館1階和室

河辺地域

時 11月12日（月） 午前10時～正午
場 河辺公民館
問 急ぐときは法務局大洲支局
☎0570-003-110
市役所人権啓発課
☎24-1746

行政相談（総務省）

大洲地域
時 11月20日（火） 午前9時～正午
場 市役所3階会議室
問 市役所総務課行政係
☎24-1724

長浜地域

時 11月16日（金） 午後1時～4時
場 長浜体育館1階会議室
問 長浜支所 ☎52-1111

肱川地域

時 11月5日（月）
午後1時30分～4時30分
場 肱川公民館2階青年室
問 肱川支所 ☎34-2320

河辺地域

時 11月12日（月） 午前10時～正午
場 河辺老人福祉センター
問 河辺支所 ☎39-2112

不動産無料相談

時 11月15日（木）
午前10時～午後4時
場 宅建協会大洲地区連絡協議会
問 ビアスプランニング（株）
☎25-1747